

# 岩見沢商工会議所だより

## '19.7

## No.449

発行所／岩見沢商工会議所  
 岩見沢市1条西1丁目  
 TEL22-3445 FAX22-3441  
 URL <http://www.iwamizawacci.or.jp/>  
 e-mail [info@iwamizawacci.or.jp](mailto:info@iwamizawacci.or.jp)

### 令和元年度第一回 通常議員総会開催

#### 『平成三十年度事業報告・収支決算を承認』

令和元年度第一回通常議員

総会が六月二十四日にホテルサンプラザにて開催されました。

開会に先立ち、役員・議員の皆様への永年勤続表彰を行い、北海道商工会議所連合会会頭からの感謝状が授与されました。

#### 北海道商工会議所連合会 会頭表彰

#### 《勤続三十年以上》

三谷 貴様  
奥野 賢一様

総会の開催にあたり、松浦会頭より次の挨拶がありました。  
「今年度のプレミアム建設券については順調に進んでいて岩見沢の活性化に繋がるよう皆様方にも協力をお願いしたい。また、経営発達支援計画の申請については残念ながら認定には至らなかったが、引き続き申請をしていきたい。役員・議員特別負担金の見直しの議案があるが、二十九期に向け委員会・部会に活発な活動をお願いしたいので、議員の皆様には協力をお願いし

たい。」

六月十日に開催された第二回常議員会及び二十四日開催の第一回通常議員総会の審議・報告事項は次のとおりです。  
なお、各議案とも異議なく可決されました

#### ■付議事項

議案第一号 平成三十年度

事業報告書(案)について

#### ◆概要

①会員数 九百二十四件

②会費負担口数

四千五百九十口

③主催会議等 百十四回

④他団体出席会議等 四十回

⑤各種事業活動

- ・ 商工会議所広域連携事業
- ・ 岩見沢中心市街地活性化事業
- ・ 産業クラスター事業

- ・ 岩見沢中心商店街除雪事業
- ・ いわみざわ住宅新築&リフォームフェア
- ・ 消費税転嫁対策窓口相談等事業
- ・ 岩見沢プレミアム建設券事業

・ 全道商工会議所E.C.O宣言行動

・ 健康経営推進事業

⑥意見活動

- ・ 小規模企業振興対策予算の拡充に関する意見・要望
- ・ 平成三十一年度税制改正に関する要望

⑦広報活動

- ・ ホームページアクセス 七千三百五十四件
- ・ Eメール情報配信 十四回 二百二十四件
- ・ 地域FM情報配信 二百六十一回

⑧各種検定

四百七十三名受験(延数)

⑨経営相談

二千八百十八件(延数)

⑩金融斡旋

十二件

議案第三号 役員・議員の特別負担金(案)について  
役員・議員は会費の他に特

#### 議案第2号 平成30年度各会計収支決算書(案)について

(単位：円)

	前年度繰越	収 入	支 出	次年度繰越
一般会計	6,253,362	56,337,608	55,935,249	6,637,721
小規模事業特別会計	0	39,547,862	39,547,862	0
会館特別会計	548,128	9,643,719	9,288,305	903,542
退職給与特別会計	25,204,408	3,002,895	393,600	27,813,703
会館運営基金特別会計	54,811,648	6,228	0	54,817,876
商工振興基金特別会計	228,658,530	6,203,862	0	234,682,392

別負担金を納めていただいておりますが、第二十九期から特別負担金額が改定されることになりました。



《議員選挙等日程概要(予定)》

年月日	項目
8月22日(木)	選挙人名簿確定日
9月4日(水)まで	2・3号議員選任終了
9月9日(月)～13日(金)	1号議員立候補受付期間
20日(金)	1号議員立候補者確定
10月1日(火)	1号議員選挙日



# 議員選挙

～令和元年は岩見沢商工会議所  
役員・議員の改選期にあたります～

《会費の納入はお済みですか？納入されていない方は、選挙権、被選挙権はありません。》

一、商工会議所議員とは

商工会議所の最高意思を決定するための議員総会の構成員であつて、市内の経済界を代表して商工業者の意思を表明し、反映させる重要な地位を占めています。

また、議員総会において、商工会議所の事業活動に必要な計画及び予算、その他運営等に関する重要事項の審議決定に参加します。

二、議員選出の区分と定数及び任期

議員五十名は、次の一号・二号・三号議員に区分されています。

▼一号議員 三十一名

会員及び会員以外の特定商工業者が投票により会員のうちから選挙する議員です。

▼二号議員 十四名

会員の所属する部会において、各部会ごとに、部会員のうちから選任する議員です。

(二つ以上の部会に所属している会員は、二号議員選任の時、あらかじめ本人の希望により定められた一つの部会においてのみ、二号議員を選任することができます。)

第二十九期の各部会が選任する二号議員の定数は次の通りです。

- ① 工業部会 一人
- ② 建設業部会 三人
- ③ 商業部会 五人
- ④ 金融交通不動産部会 二人
- ⑤ サービス業部会 三人

▼三号議員 五名

一号・二号議員が選任した選挙委員によつて会員のうちから選任する議員です。

ア 商工会議所に対する貢献度の大きい企業であること。

イ 岩見沢市の代表的企業であること。

ウ 当地域に対する貢献度の大きい企業であること。

等の視点から選任されます。

以上のように、それぞれ異なった方法により、会員の中から各号議員は選挙並びに選任されますが、議員就任後においては、実質的権限においても、また対外的にも何等の差異はありません。

なお、議員の任期は、三年と定められており、第二十九期は令和元年十一月一日から令和四年十月三十一日までとなります。

三、議員になるための資格

会員は、どなたでも議員に選ばれる資格を持っておりません。

ただし、選挙人名簿縦覧期日(八月十六日予定)までに会費(平成三十一年度分)を納入したものでなければ選挙権、被選挙権はありません。

また、会員以外の特定商工業者は、一号議員の選挙権一個を持ちますが、被選挙権はありません。

四、一号議員の選挙

ア 有権者(投票する人)

一号議員を選ぶ資格のある人は、会員と会員以外の特定商工業者です。

この有権者になるためには会費・特定商工業者負担金を選挙人名簿縦覧日(八月十六日予定)までに納入していなければなりません。

投票は、選挙人名簿に登録された会員及び会員以外の特定商工業者が選挙人となり、選挙人は選挙当日投票時間中に自ら投票所に行き、名簿の対照を経て投票します。

なお、止むを得ない事由があるときは代理投票が可能です。

イ 選挙権個数（投票）

会員の選挙権個数は、会費負担口数で決まります。会費一口につき一個の一号議員の選挙権を有しますが、選挙権の個数は五十個を超えることができません。

会員以外の特定商工業者は一個の一号議員の選挙権を有します。

五、立候補から一号議員になるまで

ア 立候補者

一号議員に立候補しようとする方は、選挙長宛に立候補届を提出することになります。また、他人を議員の候補者としてしようとする場合は、本人の承諾を得て、推薦の届出をすることができます。

イ 提出する文書

①議員の候補者が法人の場合  
法人登記の抄本及び役員名簿各一通

②議員の候補者が法人でない  
団体の場合  
団体を証する文書及び役員名簿各一通

また、会費の他に特別会費

③議員の候補者が個人の場合

市町村長の発行する身分証明書（住民票で可）及び履歴書各一通

ウ 選挙費用の分担

一号議員の候補者を届出又は推薦の届出をしようとするものに対し、届出のとき選挙費用の一部を分担して頂きます。（第二十八期の選挙費用分担金は一万円）

収受した選挙費用の分担金は、いかなる場合においても返還いたしません。

エ 当選人

有効投票数の最多数を得た人の順により当選人とすることになります。

なお、当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙委員会において選挙長が「くじ」で決めます。

六、役員議員の会費口数及び特別会費

役員（専務理事及び理事を除く）及び議員の会費口数は十口以上となっています。また、会費の他に特別会費

を納入していただきます。

その他に、「まつり」関係で協賛金三万円以上をお願いを致しております。

七、役員について

一号から三号までの全議員が選任されてから、新議員による第一回の議員総会において選任されます。

- 会 頭 一人
- 副会 頭 三人
- 専務理事 一人
- 常 議 員 十三人
- 監 事 二人

八、部会長等について

商工会議所運営の母体である五部会の各部会長一人、副部会長五人以内を各部会において互選することになります。



**第十一回**  
**岩見沢商工会議所会頭杯**  
**会員親睦ゴルフ大会**  
**開催**

去る六月十九日、エムズゴルフクラブにおいて会員相互の親睦を深めるため第十回「会員親睦ゴルフ大会」を開催しました。

当日は五十五名（五十二事業所）の参加を頂き、スポーツを通じ、会員相互の一層の交流親睦を深めました。

お入会ありがとうございます  
**新入会員**  
**紹介**

五月二十日、  
六月三十日受付分

■株広匠

代表者：成田 広美  
住 所：南町五条二丁目 七一二〇  
(業種：その他の職別工事業)

■東京海上日動火災保険(株)

代表者：石神 公男  
住 所：札幌市中央区北二条 西一丁目一七  
OREビル九階  
(業種：損害保険業)

■株サカウエモーターズ

代表者：坂上 育雄  
住 所：美園六条六丁目 五番五号  
(業種：自動車整備業)

(敬称略)

# 特定商工業者 制度について

## ◎特定商工業者負担金

千五百円也

商工会議所法では、商工業者法定台帳の作成並びに台帳の作成、管理及び運用に要する経費の負担金等について定められています。

特定商工業者とは、商工会議所の毎事業年度開始の日（四月一日）まで六月以上引き続き営業所等を有する商工業者で、

①資本金額または払込出資総額が三百万円以上である者

②本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人）以上である者のいずれかに該当する商工業者の方々です。商工会議所は法により特定商工業者の台帳の作成・整備を義務付けられています。また、その台帳にかかる経費の一部を特定商工業者負担金としてご負担いた

だいております。

当所の事業運営にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年七月

岩見沢商工会議所

## 特定商工業者とは

(商工会議所法抜すい)

### 第七条(定義)の二項

この章において、「特定商工業者」とは、商工会議所の地区内において、第二十六条の場合においては創立総会終了の日、その他の場合においてはその商工会議所の毎事業年度開始の日（以下この項において「基準日」という。）まで六月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場（以下この条において「営業所等」という。）を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一、基準日におけるその商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業

に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）

以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、当該人数以上の人数を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した人数以上）である者

二、基準日における資本金額又は払込出資総額が三百万円以上（その商工会議所が、経済産業大臣の許可を受けて、三百万円以上の金額を定め、かつ、公告した場合にあっては、当該許可を受けて定め、かつ、公告した金額以上）である者

三、経済産業大臣は、前項の期間を延長したときは、遅滞なく、当該商工会議所に通知をしなければならない。

四、商工会議所は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

五、商工会議所は、毎事業年度開始の日から六箇月以内に、第一項の規定により作成した法定台帳を、その事業年度における法定台帳とするために、訂正しなければならない。

六、商工会議所は、第一項又は前項の規定により、法定台帳を作成し、又は訂正した後、法定台帳に登録された事項に変更の生じたことを知つたときは、遅滞なく、これを訂正しなければならない。

七、特定商工業者は、第一項の事項のうち政令で定めるものについて変更を生じたときは、すみやかに、その旨を当該商工会議所に届け出なければならない。

八、特定商工業者は、法定台帳の作成又は訂正に関して商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由

がないのに、これを拒んではならない。

## 第十一条(法定台帳の運用及び管理)

商工会議所は、その事業の適正且つ円滑な実施に資するために、法定台帳を運用しなければならない。

二、商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

三、商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。

## 第十二条(負担金)

商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

二、商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

三、商工会議所は、前項の許可を申請してはならない。

「日商LBOO調査」  
〔早期景気観測〕

【五月調査結果のポイント】

五月の全産業合計の業況DIは、▲一七・一と、前月から▲〇・四ポイントの悪化。十連休となったゴールデンウィークの好調なインバウンドを含む観光需要が全体を牽引したほか、堅調な改元商戦の恩恵により、宿泊・飲食業や観光関連業を中心とするサービス業、小売業の業況感が改善した。他方、半導体や産業用機械、自動車関連の不振が続いているほか、十連休により営業日が減少した建設業の売上が悪化した。深刻な人手不足の影響拡大や根強い消費者の節約志向、原材料費の高止まりが依然として中小企業の足かせとなっており、業況改善に向けた動きは力強さを欠く。

産業別にみると、今月の業況DIは前月に比べ、建設業、製造業で悪化、その他の三業種で改善した。各業種から寄せられた特徴的なコメントは以下のとおり。

【建設業】「案件はあるものの、職人などの人手不足は深刻であり、受注しきれない。原材料の仕入価格も上昇しており、収益の確保に苦戦している。」(内装工事業)、「民間の大型工事を受注でき、売上は堅調。人手不足は相変わらずだが、時間外労働の抑制や定年の延長などの働き方改革に取り組んでいる。」(一般工事業)

【製造業】「半導体製造装置や工作機械部品の需要が低迷。新製品を受注したいが、残業時間の上限規制や人手不足の影響は大きく、踏み出せない。」(金属製品製造業)、「改元の祝賀ムードもあり、連休は例年以上の繁忙期となり売上が大きく増加した。総菜や弁当に加え、帰省客の土産需要も追い風だった。」(食料品製造業)

【HACCP】導入に向けた対応を迫られており、負担も大きく収益がなかなか改善しない。」(飲食料品卸売業)、「連休中は気温が低い日があり、期待していたほど春夏物の売上は伸びなかった。冬物から不振を引きずっているが、今後に期待している。」(繊維品卸売業)

【卸売業】「花見シーズンと十連休が続いたため、観光地を中心に引き合いは好調で、売上は順調に伸びた。一方で運送費の上昇に加え、消費増税や新たな食品衛生管理制度

【小売業】「衣料品の不振は続いているものの、インバウンドの来店が多く、売上は増加した。化粧品や高額品の売れ行きが良く、十連休も好材料となった。」(百貨店)、「消費者の節約志向は強く、客単価は下がっている。一方で、改元に伴い、新元号の『令和』という和菓子を売り出したところ、好調な売れ行きだった。」(食料品小売業)

【サービス業】「初の十連休となった今年のゴールデンウィークの対応に不安があったが、来店客数は大幅に増加し、嬉しい悲鳴となった。しかし、連休中は十分な従業員数を確保できず、対応しきれな

業況DI (前年同月比) の推移

	18年 12月	19年 1月	2月	3月	4月	5月	先行き見通し 6月~8月
全産業	▲15.7	▲16.0	▲18.1	▲16.9	▲16.7	▲17.1	▲19.6
建設	▲8.1	▲6.3	▲8.5	▲5.8	▲3.9	▲7.7	▲11.8
製造	▲9.7	▲12.0	▲12.2	▲16.6	▲18.3	▲22.3	▲22.5
卸売	▲17.1	▲17.9	▲23.1	▲22.4	▲20.5	▲19.8	▲24.3
小売	▲31.6	▲36.3	▲32.4	▲29.5	▲33.9	▲29.4	▲29.4
サービス	▲12.4	▲8.6	▲15.6	▲11.7	▲7.9	▲6.7	▲11.6

※「先行き見通し」は当月に比べた向こう3カ月の先行き見通しDI

~7月、8月の会議所行事予定~

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします! (7月10日現在) なおホームページでは、新情報を随時更新しています。 <http://www.iwamizawacci.or.jp/>

令和2年1月10日  
新春会員交流会  
開催決定!

7月8日(月)	2019いわみざわ彩花まつり (～13日)	8月19日(月)	第217回日商
12日(金)	彩花まつり観光踊りパレード		珠算検定試験
13日(土)	第84回リテールマーケティング検定試験		申込受付開始
14日(日)	第57回岩見沢地区珠算競技大会		
16日(火)	会員向け無料労務相談	20日(火)	会員向け無料労務相談
17日(水)	会員向け無料法律相談	21日(水)	会員向け無料法律相談
21日(日)	彩花まつり「花火大会」		

# 中小企業のための 経営講座

## 帳簿等の保存について

事業を行っている」と帳簿を始め様々な書類を作成します。最近では、ICTを利用し、クラウド処理をする方法も進んでいます。そのような現状で

財務会計に関する帳簿等の保存について紹介します。まずは原則的なルールを覚えてみましょう。

### I 個人事業者の場合

(一)青色申告の場合  
青色申告者は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなければならないませんが、簡易帳簿で記帳をしてもよいことになっています。

その帳簿保存期間は次の通りです。

- ①帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳など) 七年
- ②決算書(損益計算書、貸借対照表、棚卸表など) 七年
- ③現金預金取引関係(領収書、小切手控、預金通帳など) 七年(※)

七年(※)

④その他書類(請求書、見積書、契約書、納品書など) 五年

※前々年分所得が三〇〇万円以下の場合、五年

### (二)白色申告の場合

事業所得等があるすべての方は、帳簿を備え付け収入、必要経費に関する事項を記載し、帳簿書類を保存する必要があります。

その帳簿保存期間は次の通りです。

- ①収入金額や必要経費を記載した法定帳簿 七年
- ②その他任意帳簿 五年
- ③決算書・棚卸表 五年
- ④請求書領収書等 五年

### II 法人の場合

#### (一)会社法の保存期間

会社法第四三二条による保存期間は十年です。株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。

#### (二)法人税の保存期間

法人は帳簿を備え付けてその取引を記録し、帳簿や取引に関して作成又は受領した書類を、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から七年間保存しなければなりません。

#### (三)帳簿とは

例えば、総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳などです。

#### (四)書類とは

棚卸表、貸借対照表、損益計算書、注文書、契約書、領収書など

#### (五)繰越欠損金がある場合

平成二十三年十二月税制改

正により青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間が九年とされたことに伴い、平成二十年四月一日以後に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が九年間に延長されました。

また、平成二十七年及び平成二十八年税制改正により、平成三十年四月一日以後に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が十年間に延長されています。

#### (六)帳簿の保存方法

帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則です。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても原則として電子計算機からアウトプット(印刷)した紙により保存する必要があります。

また、六年目以降はマイクロフィルムによる保存も認められています。一定の要件がありますので、ご注意ください。

次回は、帳簿書類の電磁的記録による保存方法などについて説明します。

#### 記事協力

税理士法人TACS  
代表社員・税理士 木村 聡  
プロフィール

一九五七年岩見沢生まれ/北海道税理士会岩見沢支部所属

## 商工会議所のサービスをご利用ください!

金融相談

労務相談

法律相談

税務・経理指導

会員交流会

共済制度

講習会・セミナー

各種保険制度

など、いろいろあります!

## 岩見沢商工会議所 新会員募集中!

岩見沢商工会議所は、地域の総合経済団体として、地区内商工業者の声を取りまとめ、国や北海道、岩見沢市等へ要望・提言活動を行っています。より多くのご意見・ご要望を集約するため、岩見沢商工会議所では、新会員を募集中です。

お問合せはお気軽に岩見沢商工会議所まで! (TEL: 0126-22-3445)